

保健福祉委員会

令和7年12月17日

【庶務報告】

1 議案関係

- (1) 令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第4号）について
（福祉管理課長・子育て政策課長）

2 一般

〔福祉部〕

- (1) 令和7年度住民税均等割非課税世帯等重点支援給付金給付事業の実施について
（福祉管理課長）

〔子育て支援部〕

- (1) 物価高対応子育て応援手当給付事業の実施について（子育て応援課長）

一般庶務報告 N o . 1
福 祉 部
令 和 7 年 12 月 17 日

令和7年度住民税均等割非課税世帯等重点支援給付事業の実施について

福祉管理課

1 概要

国の「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づき、物価高騰による家計への負担感が大きい低所得世帯（住民税均等割非課税世帯等）に対し、給付金を給付するもの

2 給付内容

(1) 住民税均等割非課税世帯への給付

ア 対象者

葛飾区要綱で定める日（以下「基準日」という。）に葛飾区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記録されている者で、令和7年度住民税均等割が課せられていない者のみで構成される世帯（令和7年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯を除く。）の世帯主

イ 給付額

1世帯当たり 10,000 円

ウ 対象世帯数（見込み）

約 70,000 世帯

(2) 住民税均等割のみ課税世帯への給付

ア 対象者

基準日に区の住民基本台帳に記録されている者で、上記(1)の対象とはならず、世帯全員が令和7年度の住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が令和7年度住民税均等割のみ課税されている者で構成される世帯（令和7年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯を除く。）の世帯主

イ 給付額

1世帯当たり 10,000 円

ウ 対象世帯数（見込み）

約 10,000 世帯

3 給付方法

上記2の対象者のうち、前回給付金（「令和6年度住民税均等割非課税世帯等重点支援給付金」）を給付した世帯については、事前通知の上、一定の確認期間を設け、同一の金融機関口座への振込により支給する。

その他の世帯については、給付要件を確認するための確認書を送付又は申請書を受付し、審査を行った上で、給付対象者が指定する金融機関口座への振込により給

付する。

ただし、口座を所持していない等やむを得ない事情がある場合に限り、窓口で現金給付する。

4 スケジュール（予定）

(1) コールセンター開設

令和8年2月中旬（開設時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで）

(2) プッシュ通知・確認書の送付

令和8年2月下旬以降順次

(3) 口座振込開始

令和8年3月中旬以降順次

(4) 受付終了日

令和8年7月31日

5 予算措置（令和7年度第四次補正予算案に計上）

(1) 歳出

ア 給付金 800,000 千円

イ 給付事務費 201,311 千円

6 その他

(1) 周知方法

広報かつしかのほか、区公式ホームページや各種SNSにて周知する。

(2) 実施体制

区職員のほか、委託事業者に窓口業務や受付業務、コールセンター業務等を委託し実施する。

一般庶務報告No. 1
子育て支援部
令和7年12月17日

物価高対応子育て応援手当給付事業の実施について

子育て応援課

1 概要

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、子育て世帯に対し、物価高対応子育て応援手当を給付するもの

2 対象児童

- (1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分。以下同じ。）の児童手当の給付対象児童
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

3 対象者

- (1) 一般給付対象者
令和7年9月分の児童手当受給者（3（2）を除く）
- (2) 公務員給付対象者
令和7年9月分の児童手当を受給している公務員
- (3) 出生児童給付対象者
令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童の保護者等
- (4) 離婚等給付対象者
令和7年9月分の児童手当受給者の配偶者であって、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に離婚（離婚調停中等も含む）により新たに児童手当受給者となった者

4 給付額

対象児童一人当たり20,000円

5 対象児童数及び対象者数（見込み）

- (1) 対象児童数 約67,400人
- (2) 対象者（世帯）数 約43,000世帯

6 納付方法等

対象者区分	申請有無	給付方法
一般給付対象者	申請不要	対象者に案内書類を送付し、受給の意思確認期間を設けた上で、児童手当振込口座への振込により給付する。
公務員給付対象者	要申請	対象者に案内書類及び申請書類を送付し、オンライン、郵送又は窓口で申請を受付し、審査を行った上で、申請者が指定する口座への振込により給付する。
出生児童給付対象者		
離婚等給付対象者		

※口座を開設していない等やむを得ない事情がある場合に限り、窓口で現金により給付する。

7 スケジュール（予定）

（1）申請不要者

- ア 案内書類の送付
令和8年1月上旬
- イ 振込口座への給付
令和8年2月10日頃

（2）要申請者

- ア 案内書類及び申請書類の送付（申請受付開始）
令和8年1月上旬
- イ 振込口座への給付
令和8年2月中旬以降（申請内容審査後順次振込）
- ウ 申請受付終了日
令和8年3月31日

※出生児童給付対象者及び離婚等給付対象者については、本手当の対象者となった日から3か月を経過する日とする。

8 予算措置（令和7年度第四次補正予算案に計上）

（1）歳出

- ア 納付金 1,348,000千円
- イ 納付事務費 16,189千円

9 その他

（1）周知方法

関係所管課窓口において本制度の周知について協力を依頼するほか、広報かつしか、区公式ホームページ及び各種SNSにより周知する。

(2) 実施体制

区職員及び人材派遣職員のほか、委託事業者に窓口業務や受付業務、審査業務等を委託し実施する。